

Q

13

後見人の辞任

病気や高齢により、後見人の仕事を続けることができなくなった場合は、どうすればよいですか。



A

家庭裁判所に、「未成年後見人の辞任」の申立てをしてください。

【未成年後見人の辞任】

後見人は、未成年者の権利や財産を守るため、家庭裁判所に適任であると認められて選任されたわけですから、後見人の都合で自由に辞任することはできません。未成年者の利益を守れなくなるおそれがあるためです。

後見人が辞任できるのは、正当な事由がある場合に限り、その場合でも、家庭裁判所の許可を得て初めて辞任できることになっています。つまり、家庭裁判所の辞任の許可があるまでは、後見人は後見事務を遂行する責任があるということです。

「正当な事由」の例としては、病気や高齢のほかに、遠隔地への転居によって後見人の職務を円滑に行えなくなった場合などが考えられます。

【新しい後見人への引継ぎ】

後見人を辞任する場合は、他に後見人がいる場合を除いて、次の後見人を選ばなくてはなりません。未成年者の権利保護に支障を来さないように、「未成年後見人の辞任」の申立てと一緒に、後任の後見人を選任するための「未成年後見人選任」の申立てをしてください。

辞任が許可された時は、すみやかにそれまで管理していた財産を新しい後見人に引き継いでください。